

(参考資料)

これまでに公表された  
ビッグ・ソサエティ・キャピタルに関する各種レポートについて

I. 設立されるまでの経緯	P4
II. 各種レポートの概要	
1. Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare (SITE, レポート① 2000年10月、レポート② 2003年7月、レポート③ 2005年7月)	P7
2. A Social Investment Bank: Consultation Paper (CUA, レポート④ 2006年7月)	P9
3. The Social Investment Bank: Its organization and role in driving development of the third sector (CUA, レポート⑤ 2007年3月)	P10
4. A UK Unclaimed Assets Scheme: a consultation (英財務省, レポート⑥ 2007年3月)	P15
5. Unclaimed Assets: Consumer protection and regulation of dormant accounts (CUAと英消費者委員会, レポート⑦ 2007年3月)	P17
6. Unclaimed Assets distribution mechanism: a consultation (英財務省・内閣府, レポート⑧ 2007年5月)	P19

7. キャメロン首相と英国大手銀行が「Project Merlin」について合意  
(2011年2月) P27
8. Growing the Social Investment Market: A Vision and Strategy  
(英財務省, レポート⑩ 2011年2月) P28
9. The Big Society Bank (“BSB”) Outline Proposal  
(Ronald Cohen氏とNick O’ Donohe氏の提案, 2011年5月) P34
10. 欧州委員会がBSCに休眠口座資金4億ポンド(720億円)を注入することについて  
承認(5年間有効) (欧州委員会、2011年12月) P45
11. Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008  
(英財務省, 2014年3月) P47
12. Our Strategy for the next three years (BSC, 2014年5月) P49
13. Better Finance, Better Society- Policy Priorities for social investment  
for the 2015 General Election and Beyond (BSC, 2015年2月) P52
- (参考)保証有限責任会社(CLG)と株式会社(CLS)の違いについて P53
14. Tackling dormant assets – Recommendations to benefit investors and society P54<sub>3</sub>

# I. 設立されるまでの経緯①(2000～2008年)

## 2000年

4月 「Social Investment Task Force(SITF)」（議長：コイン氏）の設立。

10月18日 SITFが、レポート①を公表  
“*Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare*”

## 2003年

7月2-3日 SITFが、レポート②（①と同名）を公表

## 2005年

7月6-8日 SITFが、レポート③（①と同名）を公表

12月 “2005 Pre-Budget Report”において、  
休眠預金の定義を15年以上取引がないこと  
とすることで銀行側と合意した旨を公表

## 2006年

7月 「The Commission on Unclaimed  
Assets(CUA)」（議長：コイン氏）がレポート④  
を公表。

“*A Social Investment Bank: Consultation  
Paper*”

⇒ Social Investment Bank の設立を提言。

## 2007年

3月 CUAが、レポート⑤を公表。  
“*The Social Investment Bank: Its  
organisation and role in driving  
development of the third sector*”  
⇒事業活動と事業計画イメージを提示

3月 英財務省が、レポート⑥を公表。  
“*A UK Unclaimed Asset Scheme:  
a consultation*”

3月 CUAと英消費者委員会がレポート⑦を公表  
“*Unclaimed Assets: Consumer protection  
and regulation of dormant accounts*”  
⇒消費者保護と消費者の信頼性の確保が本  
スキームの肝である旨を指摘。

5月 英財務省・内閣府がレポート⑧を公表。  
“*Unclaimed Assets distribution  
mechanism: a consultation*”  
⇒資金分配の原則（第2章）  
小規模団体向けの代替制度（第5章）  
Big Lottery Fundの活用（第5章）

## 2008年

1月 ‘mylostaccount.org’（休眠口座検索シ  
ステム）設立

# I. 設立されるまでの経緯②(2008～2011年)

## 2008年

11月25日 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」成立（翌26日施行）

## 2009年

7月 英内閣府がレポート⑨を公表  
“*Social Investment Wholesale Bank: a consultation on the functions and design*”

## 2010年

3月31日 キャメロン保守党党首が、  
「Big Society Plan」を公表  
⇒「Big Society Bank」設立を表明。

5月 6日 英国総選挙（保守党勝利）  
11日 キャメロン政権発足（保守党・自民党）

7月 キャメロン首相 発言  
⇒イングランド地域に配分される休眠預金資金を使って、「Big Society Bank」を設立することを表明。

7月 Co-operative Financial Servicesが、「請求基金」の管理機関に指名され、翌8月に、「Reclaim Fund Ltd.」を設立（2011年3月28日より業務開始）。

## 2011年

2月 9日 キャメロン首相と4大銀行との間で、「Project Merlin」について合意。  
⇒4大銀行がBig Society Capitalに、総額2億ポンド出資することで合意

2月 英財務省が、レポート⑩を公表。  
“*Growing the Social Investment Market: A vision and strategy*”  
⇒「第5章 The Big Society Bank」で、ミッションと事業の4原則を明記。  
[事業の4原則]  
①政府からの独立性  
②卸売業者として行動すること  
③透明性  
④自己充足性

5月9日 英内閣府がコーエン氏とNiok O’ Donohe氏の提案「The Big Society Bank (“BSB”) Outline Proposal」⑪を条件付で受け入れることを表明。

5月 ビッグ・ロータリー基金内部に、ビッグ・ソサエティ投資委員会を設置

# I. 設立されるまでの経緯③(2011～2015年)

7月29日 Big Society Capital, Big Society Trust, Big Society Foundationの議長、CEO、Directorsが正式に決定するとともに、第1号案件を決定

12月 4件の投資案件を決定

※Big Lottery Fundは、2012年4月にBig Society Capitalが正式に設立されるまでの間、「Big Society Investment Fund」を内部に設置し、投資委員会の決定に基づき、2011年度中に計5件の投資を実施。

12月20日 EC委員会が、BSCに休眠口座資金4億ポンドを出資することについて承認(5年間の期限付き)。

## 2012年

4月1日 Big Society Capital 正式に業務を開始。  
⇒キャメロン首相がロンドン証券取引所における開所式に参加。

## 【BSC への出資状況】

※総計£6億：休眠£4億、4大銀行£2億予定

2012年 £1億1940万

(休眠 £7170万、4大銀行£4770万)

2013年 £1億60万

(休眠 £6370万、4大銀行£4230万)

## 2014年

3月 英財務省が、活動状況のレビュー⑫を公表  
“Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008”  
(同法第14条(4)の規定に基づく)

5月 BSCが、3カ年(2015-17)の戦略⑬を公表  
“Our Strategy for the next three years”

## 2015年

2月 BSCが、2015年総選挙に向けて、社会投資における優先分野についてのレポート⑭を公表  
“Better Finance, Better Society  
- Policy priorities for social investment for the 2015 General Election and beyond”

## II. 各種レポートの概要

### 1. Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare

(SITF, レポート① 2000年10月、レポート② 2003年7月、レポート③ 2005年7月)

Social Investment Task Force (SITF) は、2000年10月の最初のレポート①で、5つの大きな方向性を勧告として後、その後、2010年に活動を停止するまでの10年間にわたり、進捗状況について常にモニタリングを行い、今後何を行うべきかの提言を行ってきた。

#### **[1] コミュニティ投資税額控除(CITR)の導入**

○2003年3月に、「コミュニティ投資税額控除制度(Community Investment Tax Relief: CITR)が導入された。CITRは、政府によって認定されたCDFIに投資する個人又は企業に対して、5年間、投資額の5%の税額控除が受けられるようにするものである。

#### **[2] 地域開発ベンチャー基金(CDV Funds)の創設**

○2002年に、政府の出資により、初の地域開発ベンチャー基金であるBridges Venturesを創設。

#### **[3] 投資があまり行われていないコミュニティ向けの金融機関による貸出と投資に関する情報公開**

○米国のCommunity Reinvestment Act にならって、英国でも、「A UK Community Reinvestment Act」を制定することを提言する。しかし、法律の制定にまでは至らなかった。大手銀行については、貸出状況のデータが公開されているものの、自主的に行っているものであり、罰則はない。

#### **[4] コミュニティ開発への投資を促すためにチャリティ財団への参画の拡大**

○2000年頃まで、社会的投資を行っているチャリティ財団は皆無であった。多くのチャリティ財団は、コミュニティ委員会が、ファンドに対して投資をして、経済的・社会的リターンを受け取することを禁止していると信じていたただめである。本レポートを受けて、チャリティ委員会は、ガイダンスを改訂して、コミュニティ財団が社会的投資を行うことは可能である旨を明らかにした。

#### **[5] 地域開発金融機関(CDFIs)への支援**

○主として地域開発関連の取組みを行う企業に対して融資を行う民間の非営利組織である「地域開発金融機関 (Community Development Financial Institution: CDFI)」を支援するための組織である、「CDFIアソシエーション(The Community Development Finance Association: cdfa)」が、2002年4月に、英財務省の財政的支援を受けて設立された。



## 【主な内容】SIBの設立を提言

1. サードセクターに対する卸売業者として活動する独立した金融機関を設立するために、休眠口座資金を活用することを提言する。それを「社会的投資銀行 (Social Investment Bank; SIB) と呼ぶ。
2. 本レポートは、休眠口座資金を活用して、SIBを設立するための詳細な提言を行っている。
3. 休眠口座資金が、英国内の社会的なニーズに取り組むサード・セクターを支援する優れた機会を提供するものと信じている。
4. SIBは、社会的投資を世間一般に認められた資産とする新しい投資資本市場を創出するに当たり、主導的な役割を果たすであろう。
5. SIBは、以下のような金融商品を提供するであろう。  
(1) 社会的企業への株式投資、(2) 低所得コミュニティ向けの貸出、  
(3) 不利益なコミュニティにおける企業の促進、(4) コミュニティのオーナーシップ
6. SIBは、中間支援団体の専門家と一緒に、  
(1) 助成、(2) 準出資、(3) 出資、(4) リースファイアンス、(5) 融資、(6) 融資への再ファイナンス、  
(7) 債券、(8) 金融アドバイザー といった業務を行うことになる。

### 3. The Social Investment Bank: Its organization and role in driving development of the third sector (CUA, レポート⑤ 2007年3月)

#### 【主な内容】

1. 社会的投資市場の規模を拡大させるために、休眠口座資金を活用して、独立した「社会的投資銀行(Social Investment Bank; SIB)」が設立されるべきである。
2. SIBは、小規模で、適用可能で、革新的で、リスクをとることができるようにすべきである。
3. SIBは、4つの主要な活動を行うであろう。
  - (1) 既存の中間支援団体の資本を増強して、市場における需給ギャップを埋める。
  - (2) 払戻し可能な金融への需要の伸びを加速させるために、アドバイスや支援、ハイリスクの投資を発展させる。
  - (3) コミュニティ再生や金融包摂といった特定市場の持続可能な投資プログラムを開発する。
  - (4) 民間資本を増強するために、既存や新規の中間支援団体の努力を支援する。
4. サードセクターに十分な資本を供給するのに一番効果的な方法は、資本市場を拡大させると同時に、民間資金へのアクセスを容易にすることである。
5. SIBは、効率的、代表的、そしてベストプラクティスに従ったガバナンスのフレームワークを有したサード・セクターに責任のある独立した機関であるべきである。

## 【SIBの規模】

1. SIBが、将来利用可能な休眠口座資金の量は、現時点では不明である。そのため、基本となるベースシナリオを想定した。
2. SIBが効率的に業務を行うためには、少なくとも、2.5億ポンド(450億円)の資本金と、その後4年間で、最低限2,000万ポンド(36億円)の所得の流れが必要である。
3. 2.5億ポンドの資本金があれば、SIBは、ハイクオリティなプロフェッショナルな人材を集められるし、英国内で社会的投資の経験の宝庫となるのに十分なスケールを有する
4. SIBの投資活動は、5~7年後には、財政的にも持続可能なものとなるであろう。  
附表において、簡単なシミュレーションを示すこととする。

## 【活動1:既存の中間支援団体の資本を増強して市場における需給ギャップを埋めること】

- ①既存の中間支援団体に対する株式投資
- ②サード・セクターの組織に対するリース・ファイナンスの実施
- ③地域開発ベンチャーキャピタルファンド
- ④社会的企業に対するリスク資本の提供
- ⑤ローン融資のリファイナンスを可能するための債務保証の実施
- ⑥合併の際のファイナンス

⇒ 最初の5年間で、9,500万ポンド(171億円)の投資を行うことにより、4.05億ポンド(729億円)の追加資本が引き出せると見込んでいる。

## 【活動2: 基盤を強化し、市場の需要を刺激すること】

- ①ハイリスクな準株式(資本性借入金)への資本
- ②返済が必要な資金を提供することによるサードセクター組織への助言及び支援
- ③民間金融資本とのマッチングの促進を通じたベンチャーフィロンソロピー
- ④コミュニティ財団のファンドレイジングの発展
- ⑤コミュニティ再生

⇒ 最初の5年間で、6,200万ポンド(112億円)の返済不要の資金を交付することにより、8,100万ポンド(146億円)の追加資本が引き出せると見込んでいる。

## 【活動3: SIBsをはじめとした各種投資プログラムを開発すること】

- ①コミュニティのアンカーとなっている組織の支援
  - ・資産の移転とリンクした返済すべき助成金の交付
  - ・コミュニティ・モーゲージに対する債務保証
  - ・コミュニティ・モーゲージをリファイナンスするための証券化
  - ・社会的投資ファンド

⇒ 最初の5年間で、7,700万ポンド(139億円)の投資が行われることにより、2.31億ポンド(416億円)の追加資本が引き出せると見込んでいる。

- ②取り残されたコミュニティへのファイナンス
  - ・信用組合へのスタートアップ資本
  - ・選ばれたCDFIs(地域開発金融機関)への持続的なファイナンス(若干の利子を付した返済すべき助成金)
  - ・消費者ローンあるいは企業ローンの証券化

⇒ 最初の5年間で、7,500万ポンド(135億円)の投資が行われることにより、1.02億ポンド(184億円)の追加資本が引き出せると見込んでいる。



## (参考)SIBが助成ではなく、投資に活動の力点を置いている理由

1. 中小企業と比べて、サードセクターの団体は、株式や株式タイプのファイナンスにアクセスした経験が少なく、スタッフもビジネスの経験が少ない。彼らに、既存のタイプ以外の投資を経験してもらい、財務上のギャップ(2010年時点で9億～17億ポンドと試算)を埋める必要。
2. 休眠口座資金は、当初はそれなりの規模があるものの、その後は減少し続けると見込んでいる。したがって、休眠口座資金を、助成金として交付するのではなくて、投資をすることに力点を置くことにする。



休眠口座資金は、新しい商品・サービスの開発やシステム、技術、インフラ、マネジメントに投資をするべきである。  
このような投資を行うことにより、地域のニーズを持続的にかつより良く提供することができるようになる。中長期的には、このような投資は、各団体の収益を増加させるであろう。

### ■ Social Investment Banks: Sources and Uses of Funds for the First Five Years

資金源	
当初資本	25,000万ポンド
2～5年目に受取る休眠口座資金	8,000万ポンド
総計	33,000万ポンド
使途	
最初5年間の投資+助成金	30,900万ポンド
必要資本準備金	3,800万ポンド
予想経常利益	▲1,700万ポンド
総計	33,000万ポンド

収入(A)	
資本と投資リターン	4,000万ポンド
稼得手数料	200万ポンド
総計	4,200万ポンド
費用(B)	(2,500万ポンド)
損益 = (A) - (B)	1,700万ポンド

## 【主な内容】「2005 Pre-Budget Report」の内容に沿って以下を提案

1. 銀行と住宅貯蓄貸付組合は、あくまでも、自発的に、休眠預金のスキームに参加することとする。本スキームは、参加する金融機関と預金者の債権債務の関係から生じる問題を解決するために、法的に位置づけるものとする。
2. 本スキームは、少なくとも15年以上取引がない銀行及び住宅貯蓄貸付組合の休眠口座に適用される。
3. 休眠口座資金は、中央の請求基金に移管される。
4. 預金者にとって、休眠口座資金の払戻し請求をするプロセスに変化はない。預金者は、これまで通り、銀行と住宅貯蓄貸付組合を単に訪問するだけである。
5. 請求基金は、政府や銀行、産業界、資金分配メカニズムとは独立した独自の組織である。
6. 請求基金は、休眠口座資金のうち、預金者からの払戻し請求に備える必要がない分をコミュニティへの再投資のために、引き渡すことになる。

## (参考1) 小規模団体向けの代替スキームについて

小規模な銀行及び住宅貯蓄貸付組合の総資産の規模を70億ポンド(1兆2,600億円)未満とすることを提言。

## (参考2) 休眠口座資金に関連した既存の法律について

### ○チャリティに帰属する休眠口座

チャリティに帰属する休眠口座資金の扱いについては、The Charities Act 1993の第28条で法律上は措置されていた。同規定では、イングランドとウェールズでは、Charity Accountsにある休眠口座資金(5年以上取引のないもの)は、他のチャリティに移管されることになる。

同様の規定が、スコットランドのチャリティに関する規則や、北アイルランドのチェリティ委員会の規則に定められている。

### ○無主物になった財産

無主物(*bona vacantia*と呼ばれている。)になった財産は、国王に帰属することになっており、この財産には、破綻企業の財産、遺族のいない死者の不動産が含まれている。



## 【主な内容】消費者保護と消費者の信頼性が休眠口座資金に関する枠組みの核心である。

提案された法案は、多くの消費者に、失われた預金を再統合し、残った資金を公共財に使用する触媒を提供することによって、重要な公共の利益を生み出すポテンシャルがある。

### 【1】預金者と預金を再統合すること

- 消費者が金融資産を再統合できるワン・ストップのショップ(「UK Lost and Found」)の設立について、アウトラインを提言。
- 金融機関は、コンタクトできなくなった預金者を特定するためにもっと積極的な手段を使うべき。

### 【2】残った休眠口座資金を公共財に使えるようにすること

○提案された本スキームは、法律で義務付けるのではなく、あくまでも自発的に自主規制に基づき運営しようとしている、世界で唯一のスキームである。

- 自主規制の枠組みが効率的であるためには、以下の手段が必要となる。
  - (1) 休眠口座についての独立した規制が用意され、既存の組織内に位置づけられること。
  - (2) 規制当局は、①コンプライアンス(法令順守)についての外部監査を要求する権限、②認証プロセスやシステムにアクセスする権限、③休眠口座資金の数字を監査する権限を有すべきである。
  - (3) 各金融機関内部に、休眠口座資金の整理と移転に関する最高責任者を置くべきである。
  - (4) 規制当局の権限には、①法令に従わない機関に罰金を科する権限、②公表する権限、③金融当局に責任者の過ちについて通報する権限を含むべきである。

## 【国内貯蓄】

- 休眠預金は、総額18億ポンド(3,240億円)程度あると推計される。このうち、15年以上経過しているものは、9億9,300万ポンド(1,787億円)程度である。
- 消費者に預金を再統合させるために、もっと多くトライできるであろう。
- アイルランドでは、休眠口座資金として移管された資金の大半が払戻し請求されている。

(参考) アイルランドにおける休眠口座資金の発生額と金融機関への払戻し額

(単位: 1,000ユーロ)

	2003年	2004年	2005年	2013年
銀行からNational Treasury Management Agency (NTMA) への移管額	196,209	33,033	33,101	35,828
NTMA から銀行への払戻し額	24,003 (12.2%)	19,604 (59.3%)	21,421 (64.7%)	17,294 (48.3%)
休眠口座資金残高	172,206	185,632	197,312	346,075

## 【資金受取法人】

- 休眠口座資金を受け取る団体は、SIBのような資金分配団体とは、別々に統治されるべきである。
- 資金を受け取る団体の主要な役割は、以下の2つである。
  - ①これまでの過去の実績及び国際比較に基づいて、休眠口座資金のうち、どの程度が払い戻されるかについて、その水準を決定すること。
  - ②払戻し請求のために、金融機関に資金を返還するプロセスを監督すること。

### 【主な内容】

- 政府は、休眠口座資金の一定割合が社会的投資の目的のために使われ、サードセクターが持続的なファンディングの流れを改善すると信じている。
- 政府としては、休眠口座資金の配分に当たっては、効率性を最大化し、官僚主義を最小化することにより、可能な限り資金が透明でかつよく調整された方法によって、正しい事 (good cause) に向けられるように、「軽いタッチな」アプローチを確保したい。
- 政府は、英国全土に休眠口座資金に配分するために、ビッグ・ロータリー基金のインフラを活用することを提案している。
- ビッグ・ロータリー基金と英国全土に配分する唯一で調整された仕組みとして活用することの合理性は、ビッグ・ロータリー基金がこれまで、大規模なチャリティから小規模な草の根のコミュニティ組織まで、幅広く配分してきたという実績に基づいている。
- 既存の組織を活用して資金配分をすることは、効率性の観点で意味がある。ビッグ・ロータリー基金は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに、配分先を決定する地元本部を設置しており、英国全土に資金配分する点で効率的である。
- 政府は、ロータリー資金とは別に、休眠口座資金を独自の方法で、管理することを明確にする。

## 【第2章：資金分配の原則】

1. イングランド地方向けに配分された資金は、若者サービス、金融能力と金融包摂に力点が置かれることになる。資金が許せば、政府は、社会的投資を加速化させたり、サードセクターの長期的な持続可能性を高めるためにも、一定程度の資金を配分するであろう。  
スコットランドやウェールズ、北アイルランド地方の行政政府自身が、自分達がどこに優先的に休眠口座資金を配分するかについて決定するであろう。
2. 英国の4地方に休眠口座を公平に資金配分すること。
3. 優先すべき支出分野に休眠口座資金を届けるように、サードセクターの役割を考慮するように、政府の規定に追加すべきである。
4. 完全に説明可能で、透明性の高い資金配分プロセス
5. イングランド地方で利用可能な資金については、地方のコミュニティにおける現実的なプロジェクトに届けること。
6. 行政コストやランニングコストを可能な限り少なくして、効率的に資金配分すること。
7. イングランド地方の資金配分については、イングランド地方全体の多様なコミュニティに及ぶように力点を置くこと。

## 【第3章：イングランド地方における資金配分：

若年サービスや金融能力・金融包括に力点を置くこと】

## 【第4章：イングランド地方における資金配分：社会的投資の促進】

## 【第5章：英国全体に資金を配分する仕組みについての提案】

＜小規模で地域に拠点を置いている金融機関＞

○「2005 Pre-Budget Report」には、小規模で地域に拠点を置いている金融機関に対して、若年サービス、金融能力や金融包括の分野において、彼らの地域のコミュニティで休眠口座資金を使うことができるためのオプションが記載されている。

○小規模で地域に拠点を置いている金融機関は、預金の払戻し請求に備えるために必要とされる資金以外の余剰資金を、地域の小規模なチャリティに配分することができる。この資金配分は、英国全土の特定地方において定められる優先すべき支出分野と整合的なものとなるであろう。

(参考)小規模で地域に拠点を置いている金融機関の定義(2007年3月レポートより)

○資産規模は、70億ポンド(1兆2,600億円)を上限とする。対象となると見込まれる金融機関は、59団体である。総資産が70億ポンド未満の住宅貯蓄貸付組合のうち、90%以上が本店の70マイル以内に全支店がある。

○小規模で地域に拠点を置いている金融機関は、バランスシートにおける預金者への払戻しリスクを自分自身で管理したいであろう。その場合には、本スキームを活用して、預金者に対し、地域のチャリティ財団に休眠口座資金を渡すことを明示することができる。

## 【第6章：法律と動き出すスキーム】

### 1. ビッグ・ロータリー基金に休眠口座資金を配分する権限

ビッグ・ロータリー基金は、National Lottery Act 1993によって設立された法令上の組織である。休眠口座資金を一義的に配分する団体として、法令で以下の業務を追加するべきである。

- ビッグ・ロータリー基金の新しい機能は、社会や環境目的のためという高い次元の特定目的のために、休眠口座資金を配分する役割である。
- イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドといった地方毎に休眠口座資金を配分すること
- 法律で定められる高い次元の目的の範囲内で、地方毎に優先すべき支出分野を定める手続きより長期的には、これらの優先すべき支出分野を変更する権限
- 英国の4地方の各大臣に対して、特定の優先すべき支出分野に一致する形で、各地方における休眠口座資金の配分に関して、ビッグ・ロータリー基金に指示を与える権限
- 小規模で地域に拠点を置いている金融機関がローカルなレベルで休眠口座資金を配分するための段取り

### 2. ビッグ・ロータリー基金への休眠口座資金の移管

○ビッグ・ロータリー基金に余分の休眠口座を移管するために、独立した請求基金を必要としている。

### 3. 休眠口座資金の分割

○休眠口座資金のスキームは、英国全土を対象にしたイニシアテュブである。ビッグ・ロータリー基金は、一義的には、英国の4地方に休眠口座資金を配分する責務がある。

○地方分権の原則に従い、休眠口座資金を配分する際には、中央政府に優先して、各地方政府が優先すべき支出分野を決定する仕組を提案している。

○休眠口座資金を地方毎に分割する際には、4地方政府の間ですでに合意され、確立している手法である「Barnett方式」にしがって、各地方の人口に比例して、休眠口座資金を分割することになるであろう。

### 4. イングランド地方で優先すべき支出分野

○イングランド地方では、第一に優先すべき分野は、法律で明記されることになるが、若年サービスや金融能力、金融包摂に関連したものとなるであろう。加えて、社会的投資市場に関連した分野も追加で優先すべき分野として、法律で特定化されることになるであろう。

それ以外の分野への配分は、上記分野に配分しても余裕がある場合にのみ実施されることになるであろう。

### 5. 他の地方行政で優先すべき支出分野

○スコットランド、ウェールズ、北アイルランド地方の優先すべき支出分野は、各地方政府の担当大臣によって決定されることになる。その際、地方毎に異なった分野が設定される可能性がある。

○時間が経過すれば、異なった優先すべき支出分野に変更したり、追加したりすることも可能である。スコットランド、ウェールズ、北アイルランド地方の行政府は、それぞれの地域における優先すべき支出分野を決定する責任がある。

## 6. 指示を出す権限

- 関係大臣は、各地方における優先すべき支出分野の範囲内で、休眠口座資金の配分に関して、ビッグ・ロータリー基金に対して指示を出す権限がある。
- 各地方政府の大臣は、各地方における優先すべき支出分野と一致している各地方の支出に関して、ビッグ・ロータリー基金に対して指示を出す責務がある。
- 休眠口座資金を地方毎に分割する際には、4地方政府の間ですでに合意され、確立している手法である「Barnett方式」にしがって、各地方の人口に比例して、休眠口座資金を分割することになるであろう。

## 7. ファウディング・プログラム

- ビッグ・ロータリー基金が各地方の優先すべき支出分野の範囲内で設置されると見込まれるファンディング・プログラムは、ロータリーファンディングの配分に使われているものと似通ったものとなるであろう。ビッグ・ロータリー基金は、ローンや助成金等といった方法で、休眠口座資金を配分する権限を持つであろう。

## 8. 専門組織に委任する権限

- ビッグ・ロータリー基金は、特定の目的を届けるために関連した経験がある他の専門組織に休眠口座資金を配分する機能を委任することができる。
- 仮に、イングランド地方において、他の優先分野に配分するだけの十分な資金量があるのであれば、ビッグ・ロータリー基金は、休眠口座資金の一定割合について、社会的投資市場を加速させ、サード・セクターにおける長期的な持続可能性に投資するために、専門組織を選んで、権限を委任することができるであろう。



## 9. ニーズのエビデンスに基づいた配分

○イングランド地方に関連したスキームの下で、若年分野への休眠口座資金の配分に関連してビッグ・ロータリー金に出される指示は英国財務省と教育・技術・子ども・若者省との合同レビューの成果によって知らされている。

○社会的・経済的再生におけるサードセクターの将来の役割についての財務省と内閣府のレビューの結果が、サードセクターのニーズを見たすために休眠口座資金の配分を知らせるために知らされてきた。

○金融能力・金融包摂の分野における配分は、政府の最近の金融能力・金融包摂に関する長期的な戦略の成果から引き出されるであろう。

### 【部分的規制影響評価】

#### 1. 政府が介入することの合理性について

○立法措置なしでは、休眠口座資金活用のスキームを導入して、預金者と金融機関の権利と利益を保護することは不可能である。

○本スキームでは、政府は、ビッグ・ロータリー基金に移管された預金についても、預金者に対して、払戻し請求を行う法的な権利を付与する。

#### 2. 本スキームによる便益について

○本スキームが導入されると、預金者は従前よりも、休眠口座について気づきやすくなる他、以前よりも包括的な再統合手続を利用することができるようになる。

○本法律の施行により、金融機関は既存の自主規制のシステムを構築する柔軟性が与えられる。こうしたシステムは、預金者にとって、なじみのあるものであるし、本スキームに参加する金融機関にとっても、休眠口座資金とコミュニティにリリースすることで生じるであろう「善意 (good will)」から、ベネフィットを得られる。

○本スキームでは、コミュニティへの再投資に利用できる割合を最大化する一方で、運営費については最小限とするべきである。

### 3. 本スキームによる費用について

○本スキームによって、預金者が追加のコストを負担することがないようにすべきである。本スキームは預金者に対して、いつでも預金の払戻しを請求できる法的な権利を与えるものである。

○預金者は、これまでと同様に、取引をしていた金融機関等と連絡を取り続けることになるであろう。

○金融機関のコストを最小限にするために、本スキームでは、既存のスキームを活用して、追加コストを小さくすることを期待している。中でも、休眠口座資金を監査するコストが最大となるであろうが、監査コストは、金融機関の規模、休眠口座資金の額、それを記録するシステム次第である。仮に、1金融機関当たりの年間コストが平均1万~2.5万ポンドだと仮定すると、本システムに参加する金融機関の総コストは、120万~300万ポンドになると予想している。

○この他に、法律では義務付けられていないものの、参加する金融機関は、本スキームが開始される前に、包括的な再統合の手続を実行することについて合意した。これにより、広報費や運営費が増加するかもしれないが、将来的には、払戻し請求に関する費用が減少することになるであろう。

### 【'Merlin' Investment】

- 政府と一緒に社会と経済の回復に前向きに貢献するという「マーリン合意」に基づき、バークレイ銀行、HSBC、ロイド銀行グループ、RBSは、Big Society Capitalにそれぞれ5,000万ポンド(90億円)投資することに合意している。
- いわゆる「メルリン銀行(バークレイ銀行、HSBC、ロイド銀行グループ、RBS)」は、BSCに株式投資を行う。彼らは、BSCの株式を最大40%までの保有することができるものの、議決権数は、最大20%までということで、少数株主にとどまることになる。

### (参考)「プロジェクト・マーリン(Project Merlin)」について

- 2011年2月9日に、キャメロン政権は、4つの主要銀行(バークレイ銀行、HSBC、ロイド銀行グループ、RBS)との間で、貸出増加、報酬抑制等に関する合意事項である「プロジェクト・マーリン」を公表した。
- プロジェクト・マーリンは、銀行側の主導で、金融危機以来傷ついた銀行のイメージ救済を目的とした、政府との平和(休戦)協定という位置づけで協議を開始し、合意に至ったものである。銀行側がコミットした主な項目は、以下の通りである。
  - (i) 貸出増加: 中小企業向け貸出の15%増加(前年度比)等
  - (ii) ボーナス抑制: UKに拠点を置くスタッフに対する2010年度分ボーナスの減少(2009年度比)
  - (iii) 報酬開示: シニア管理職(非役員)のうち最も高級な5人の報酬開示(匿名)
  - (iv) 経済的・社会的貢献: ①Business Growth Fundへの追加支援計10億ポンド  
②Big Society Bankの設立費用支援計2億ポンド

## 8. Growing the Social Investment Market: A vision and Strategy (英財務省 レポート⑩ 2011年2月)

- 我々は、「より大きく、より強い社会 (a bigger, stronger society)」を望む。  
そこは、コミュニティと市民が自分達の人生を描き、自分達の運命を決める大きな力を有している。また、ボランティアセクターの成長を促進するし、これは、地方分権を推進し、公共サービスを民間開放することを伴う必要がある。
- 公共サービス改革の一環として、公的部門の供給独占を打破して、より多様な供給者の出現を促すとともに、サービスの利用者により多くの選択肢を提供するであろう。
- 我々は、社会的ベンチャーがこれらの機会の最大限活用し、社会にポジティブな変化を生み出すことを望む。この実現のために、我々は、社会的ベンチャーが資本にアクセスすることを容易にし、彼らに必要なアドバイスを行うことが必要である。
- 成長を続ける社会的投資市場があり、そこでは、金融リターンと社会的インパクトをブレンドする準備がなされている。
- 我々としては、社会的投資市場の成長を加速させることを決定した。
- この文書は、我々の社会を改善するために社会的投資を活用するためのビジョンと、どのようにしたら、ゴールを達成できるのかという戦略を明確にしたものである。英国の主要銀行の支援を得て、我々は、Big Society Bank についてのビジョンを公表することにした。

# 【第5章：The Big Society Bank】

## 1. 独立した卸売業者である Big Society Bank の使命と役割

- 社会的投資銀行の必要性については、約10年間にわたり議論されてきた。連立政権は、Big Society Bankについてのビジョンを公表することになったが、新たなファイナンスをレバレッジをかけて呼び込み、社会的投資市場の成長をスピードアップさせるに当たり、クリティカルな役割を果たすであろう。
- Big Society Bank (BSB) は、アドバイスやアシスタントの触媒となり、第一線のソーシャル・ベンチャーと投資の資金源とを結びつけるポータル(入口)として、活動するであろう。BSBは、より強い社会をつくるために、ソーシャルベンチャーがより多くのことを行う手助けを永続的に行うことになる。
- 我々は、BSBを独立した民間組織として設立するための提案をさらに発展させるために、現在、指導的な社会的投資専門家と一緒に作業を行っている。BSBは、英国の大手銀行から2億ポンド(360億円)の資本注入を資本として使うであろう。また、休眠口座資金も資本として使われることになるが、初年度の2011年度は、6,000万～1億ポンド(108億円～180億円)、総額では、4億ポンド(720億円)になると見込んでいる。
- 我々は、上記休眠口座資金を活用して、2011年度半ばから最初の投資を行うことができると期待している。
- BSBは、明確な社会的使命と4つの業務原則を有している。

## (1)使 命

- ソーシャルベンチャーが必要としているファイナンスとアドバイスにアクセスにしやすくすることにより、持続的な社会的投資市場の成長の触媒となること。

## (2)4つの業務原則

### ①政府からの独立

- －BSBは、民間部門であり、政府から独立した組織であるべきである。ただし、しっかりと社会的使命が組み込まれている(a ‘locked-in’ mission) 組織である。
- －BSBが、以下のような観点で、社会的投資市場のニーズに柔軟に適應できることを望む。
  - (i) 使命を達成する手段について自由に決定する。
  - (ii) どうやって、資金を投資するつかについて自由に決定する。
  - (iii) 必要なら、追加的資本を自由に集める能力がある。
  - (iv) 職員を任命し、給与や雇用条件を自由に決定する。
  - (v) 予算や運営費を自由に管理できる。
  - (vi) 政府に自由に助言を行う。

### ②卸売業者としての行動

- －BSBは、個々の第一線のソーシャルベンチャーに直接に投資は行わない。
- －ソーシャル・ベンチャーに直接に投資を行うと、中間支援団体との直接的な競争に巻き込まれることになり、社会的投資市場をゆがめて、長期の発展と持続可能性を密かに傷つけることになるであろう。
- －したがって、BSBは、中間支援団体によって開発された商品に投資をすることにより、他の取組を励ますこととする。そのことにより、第一線のソーシャルベンチャーが利用可能な資本のプールを増加させるであろう。

### ③透明性

- BSBは、明確で透明性の高い報告手法が必要である。特に、透明性は、以下の2つの理由で、重要である。
- (i) 納税者は、休眠口座資金がどのように使われ、社会がどのような価値を得ているのかを知る権利がある。
  - (ii) 投資に関してアクセスできる情報が、社会的投資市場において投資家の信頼性を確立する点で重要である。

### ④自己充足

- BSBは、財務的に自己充足である必要がある。すなわち、自分の運営費はカバーして、コアの使命に沿って投資を行うことができる。
- 財務的な自己充足は、以下の2つの理由で重要である。
- (i) 持続可能な社会的投資市場の成長は、長期プロジェクトである。したがって、BSBは、長期にわたり活動している必要があり、そのためには、長期にわたる生存能力と独立性を守るビジネスモデルが必要である。
  - (ii) BSBは、ソーシャルベンチャーに資金を投じることが、社会的インパクトと現実の財務収益の双方を生むということを証明することを手助けしなくてはならない。

そのうちに、BSBは、投資収益で運営費をカバーできるようになることを期待している。持続可能な社会的投資市場を成長させるというBSBの使命は、投資について、①より我慢強く（長期に）、②よりハイ・リスク、③メイン・ストリームの株主に対してより低い利回りであることを要求する。

⇒ 業務開始以降数年間は、BSBの当初の資本は減少するものと見込んでいる。

## **2. BSBは、卸売投資家であり、市場のチャンピオンである。**

ーBSBは、第一線のソーシャル・ベンチャーのためのファンドや、新しい社会的投資市場の車やインフラに対して投資する。

社会的投資市場の成長を加速するために、BSBは3つの主要分野における投資活動に力点をおくものを期待している。

### **(1) 第一線のソーシャル・ベンチャーへの投資ファンド**

- ・第一線のソーシャル・ベンチャーが利用可能な資本の供給量を増やす。
- ・ファンドは特別のテーマ(若年機会・金融包摂・地域資産の購入等)を持つ。
- ・ファンドは、ソーシャル・ベンチャーの特別の能力を発展させることを目的としている。

### **(2) ソーシャル・ベンチャー中間支援団体への投資ファンド**

### **(3) 新しい投資即売を発達させ、市場インフラを構築するための投資ファンド**

- ・BSBは、若者の機会を改善することを目的とした、地域主導の社会的企業の発達を支援することにプライオリティを置いている。

ー独立した組織として、BSBは、自らの投資を自由に行うであろう。

## **3. BSBは、社会的投資市場のチャンピオンである。**

ーBSBは、ソーシャル・ベンチャーとメインストリームの金融機関との双方の言語を話す(talk the language)ことから、両者を結び付けるユニークな立場をとることになるであろう。

ー我々は、BSBが以下のような活動をするを期待している。

- (i) ソーシャル・ベンチャーに市場への入り口を容易にする。
- (ii) 政府に助言する。
- (iii) 政府の政策についていく。
- (iv) 研究を委託し、コミュニケーションする。
- (v) 専門知識を共有する。
- (vi) ベストプラクティスのスポンサーとなり、広く普及させる
- (vii) 社会的投資を促進する



—より長期的には、社会的投資市場が成熟するにつれて、BSBは用語や枠組み、商品の標準化を支援することに活動の力点が移っていくであろう。

#### **4. BSBの成功は、インパクトによって判断されるであろう。**

—BSBの成功は、以下の2つの要素で判断される。

(i) 社会的投資市場の成長と持続可能性（流動性、効率性、信頼性）

(ii) BSBが行う投資のソーシャル・インパクト

—BSBの機能については、2011年4月に公表する予定で、現在、専門家と相談中。

—英国の主要銀行は、BSBの設立にあたり、2年以上をかけて、2億ポンドの資本を注入することで支援する。

—BSBは、休眠口座資金のスキームを通じたお金で組成され、BBA(全国銀行協会)は、この金額が総計4億ポンドになると推計している。

—「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」では、休眠口座資金をコミュニティの利益のために配分するスキームを設定している。

—前労働党政権では、資本金が最大でも7,500万ポンド(135億円)にとどまるということで、SIBのコンセプトに対する優先順位付けが低かったが、我々は、より高い優先順位付けを行っている。

—2010年7月に、キャメロン首相は、イングランド地方向けの休眠口座資金全額をBSBの組成のために行うことを表明した。その他の地方政府(ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」と、社会的・環境分野において優先すべき自分達の目標に沿って、休眠口座資金をどう活用するかを決定することになるであろう。

—英国最大の協同組合系金融総合グループである「Co-operative Financial Services (CFS)」は、請求基金を設立することに合意した。CFSは、請求基金の設立認可の申請をFSA(金融サービス庁)に行うこととしている。

—CFSは、初年度は、6,000万～1億ポンドの資金をイングランド地方向け分に配分できるのではないかと推計している。

※ 内閣府は、両氏からの提案は、条件付き(EC委員会及びFSA(金融サービス庁)の双方から認可されること)で受け入れることを表明。

### 【主な内容】

○グループ(BSB)の親会社は「Big Society Trust」と名付けることを提案している。その子会社として、①事業会社と②グループの使命(ミッション)を支援するために寄附金を受け取る別の法人。

[セッション1] BSBの使命・目的・業務の原則

[セッション2] 2つの目的をどのように達成するのか

[セッション3] 組織の法的構造・ガバナンス・規則のフレームワーク・会計原則

[セッション4] 経営陣・組織構造・方針・手続

[セッション5] 資本構成等

### 【セクション1:BSBの使命・目的・業務の原則】

#### 1. BSBの使命と目的

(使命) 社会的課題を克服するために、ソーシャルセクターの能力を強化すること。

(目的) ①中間支援機関の発展、②社会的企業と資本市場を結びつけること、  
③金融イノベーションの支援、④社会的投資のビークルの創出を通じた投資家の育成、  
⑤若者の機会の改善のためにコミュニティ主導の社会的企業のイニシアティブを支援

○BSBには、債務や株式への投資、他の投資家との協調融資、損失リスクに対する投資家保護等の手段を通じて、多様な社会目的のファンドの設立を加速化させる能力がある。

○効率的な社会的投資市場が社会的起業家にとっては決定的に重要である。社会的起業家は既存の組織をスケールアップしたり、新しい社会的ベンチャーを設立したりしようとする。

## 2. 業務原則

※2011年2月に、英財務省が公表したレポート「Growing the Social Investment Market: A Vision and Strategy」に示されているBSBの4つの業務原則の採用を支持している。

### (1) 独立性 (Independence)

－親会社 (CLG: 保証有限会社) は、BSBの使命を維持し続ける責任がある。

－子会社 (CLS: 株式会社) は、BSBの業務を行う手段である。

CLSは、政府から独立しているものの、親会社であるCLGのボード(政府の代表者も含む)に対する説明責任は有している。

### (2) 透明性 (Transparency)

－子会社であるCLSは、コーポレート原則に従って、経営されることになる。

－BSBは、社会的投資による金融面・社会的インパクトも含めた詳細な年次報告書を公表することになる。

### (3) 卸売業者 (Wholesaler)

－子会社であるCLSは、中間支援機関に対して、株式・準株式・債務の方法で投資を行うが、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の規定では、CLSは個々の社会的サービスプロバイダーに直接投資を行うことはできない。

### (4) 自己充足 (Self-Sufficiency)

－我々の試算によれば、自己充足は、当初5年間を経過した後に達成されると見ている。

それまでの間は、BSBの資本は減少するであろう。

## 【セクション2: BSBの2つの役割】

### 1. 卸売業投資家

○BSBの投資ポートフォリオの大半は、不確実で流動性の低い資産で構成されることになるであろうが、多くの点で、ベンチャーキャピタルファンドと非常に似通っている。

○BSBは、運営費と投資ロスをカバーするのに十分なリターンを上げる一方で、社会的使命を達成するために、投資リスクの適当な投資レベルを設定する必要がある。

○BSBは、助成機関ではない。それゆえ、ファンドは、金融面のリターンと社会的リターンの双方を追及することになる。BSBは、ビッグロータリー基金やNESTA、BSBの目的をシシェアできる座員団とパートナーを組みことになるであろう。

○資本に対する需要サイドの取組として、以下の5つのカテゴリーを想定している。

- (1) 協調投資ファンド（BSBは、ファンドの要の投資家として行動することによってファンドレイジングを支援する）
- (2) 従属資本（BSBは株式や準株式投資と協調して、十分なローンファイナンスを拡大する）
- (3) 既存の中間支援機関への投資
- (4) インフラ組織への投資
- (5) SIBsのような革新的な金融商品への投資と引き受け

### 2. 社会的投資のチャンピオン

○BSBは、メインストリームの投資家が、社会的投資のビークルに容易にアクセスすることができ、社会的組織が様々な資金源から資本を引き付けられるような市場環境を創出することを目的としている。

○BSBの長期的な成功は、金融面でも社会的インパクトの意味でも、乗数効果によって判定されるべきである。そして、最終的には、社会的投資市場の成長と持続性と同様に、社会的投資を引き付けるのに成功した資本額によって、測定されるであろう。

○BSBは、次の分野の活動に重点を置いている。

- ①情報のシェアとネットワーク、②研究、③基盤強化、④ベスト・プラクティスの促進、⑤市場の発展

## 【セクション3：組織の法的構造、ガバナンス、規則、会計】

○BSBの事業団体は、英国のCLS(株式会社)である。

○CLSの使命と目的は、定款に明記される。

○CLSの普通株式は、親会社であるCLG(保証有限責任会社)が保有する。

○BSBには、BSBのミッションを支援する目的で、寄附金を受け取るチェリティ財団が含まれる。

○Merlin Banks(バークレイ銀行、HSBC、ロイド銀行、RBS)によって行われる2億ポンド(360億円)の投資が行われる。その際、Merlin Banksは長期にわたる恒久的資本を提供すべきである。また、Merlin Banksの資本は、破綻の際には、休眠資産に優先されるように勧める。

### 1. CLG (保証有限責任会社)

○CLGは、CLS(株式会社)の議長を含む、8人のDirectorによるボードから成る。

○CLSのCEOは、CLGの取締役会に、オブザーバーとして出席する資格を有している。

○CLSの議長とCEOは、利益相反が生じた際には、取締役会の議論から除外される。

○CLSの取締役は、以下のメンバーで構成される。

- ・指導的なソーシャル・セクター組織のリーダー：2名
- ・国内組織のリーダー：2名
- ・ソーシャルセクター候補者：2名
- ・政府代表：1名
- ・CLSの議長：1名

○CLGの評議会は、評議員の中から、最も適任だと思われる評議員を議長に選任する。

ただし、政府代表とCLSの議長は除外される。

○CLGは、年に1～2回開催される。CLSは、CLSの取締役会の資料にアクセスすることができる他、以下のような特別な権限を有している。

- ・CLSの役員が定款等にそって経営しないようであれば、当該役員を除外する権限
- ・CLSの使命や目的あるいは定款に変更を加える場合に同意する権限
- ・CLSの役員報酬方針や任命方針に変更を加える場合に同意する権限

○CLGの評議員は、無給である。

## **2. CLS（株式会社）**

### **(1) 取締役会**

○取締役会の役割は、執行役員を支援し、CLSやCLGの定款により委任されたセットに従って、その業績について説明責任を持つことである。

○取締役会は、9から10名のメンバーで構成されるが、そのうち、議長と金融界代表も含む7～8名は非執行役である。

○議長は、取締役会によって選任されるが、議長とCEOの役割は独立していて、議長とCOO又はCFOのいずれかは、取締役会のメンバーとなるであろう。

○取締役会は、最初は毎月1回開催されるが、一度、CLSが完全に業務を開始すれば、年に4～6回程度の開催となるであろう。

○取締役の任期は、通常は3年間であり、再任は可能である。議長を含む非執行役員取締役は、再任も含めて、最長9年間の任期である。

○取締役の候補者は、社内外の関係者が任命される「指名委員会」による公式なプロセスを通じて、指名されることになる。

○指名委員会で絞られた候補者には、インタビューが行われた上で、取締役会としての最終決定が行われる。最終決定の際には、ソーシャル・セクターと金融業界との50対50のバランス等が考慮される。

## (2) アドバイザリーボード

- アドバイザリーボードの目的は、CEOに対してアドバイスを行うために、ソーシャルセクター、金融業界出身の将来有望な実践家を連れてくることである。このことによって、BSBのプログラムを実行するスピードを上げることができる。
- アドバイザリーボードのメンバーは15人以内であり、年に2回程度開催される。

## (3) 投資委員会

- 投資委員会は、CLSの経営陣で構成される。CLSの取締役は、利益相反が生じる投資案件からは除外される。

## (4) 役員報酬委員会

- 役員報酬委員会は、非執行役の取締役から構成される。役員報酬委員会は、CLSの最高経営者陣の報酬方針を決定する。CLSの規則では、報酬方針の原則を定めておき、変更する際には、CLGの同意を得ることを義務付ける。
- CLSの最高経営者の報酬方針は、BSBの社会的使命に動機づけられた有能な人物を引き付けるような制度設計とするべきである。
- 役員報酬方針では、
  - ①他の有力なソーシャルセクター組織の報酬をベンチマークとして決めるという原則を守る。
  - ②各個人の責任と貢献度合いに比例した適正な報酬を与えること。  
この中には、下級・中級スタッフに対して、1年間をつうじた優れた業績に対して、報酬を与える可能性も含まれる。

### 3. チャリティ財団

- チャリティ財団は、チャリティの資格を有した保証有限責任会社である。チャリティ財団の目的は、力強い中間支援団体を発展させるというCLSの使命を直接支援するために、寄附金を受入れ、基金を設置することである。
- 財団は、CLSが規則正しく利益を上げられるようになったら決定されることになるであろうCLSからの寄附金の他に、サードパーティからの寄付金も受け取ることになる。
- 財団の評議員には、CLSの取締役会のメンバーも含まれる。

### 4. 規則・会計方針

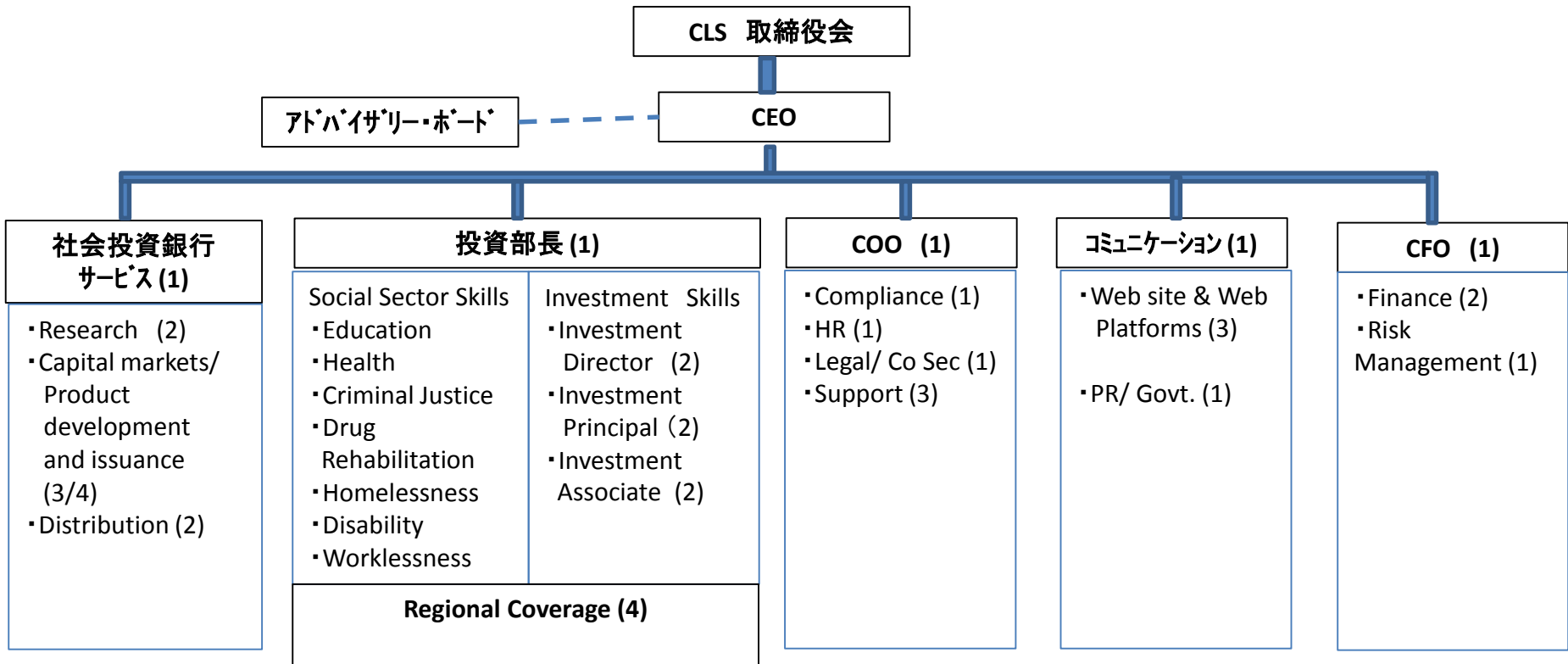
- CLSは、金融サービス庁(FSA)によって監督されるが、現時点では、銀行免許を取得するつもりはない。長期的には、銀行免許を取得することが適切かもしれない。
- CLSには、UKGAAPとIFRSのいずれかを採用するか選択肢がある。
- CLSは、上場公開企業の標準にあわせて、社会的影響と財務面の業績を統合した「年次報告書」を策定することになり、大手監査法人によって監査される。



# 【セクション4：マネジメント、組織構造、方針、手段】

## 1. 組織構造

CLSの組織図は、以下の通りである。



	設立当初 (2011年7/29)	業務開始 (2012年4/1)	2012年	2013年	最終の姿
職員数 (うち取締役)	10名程度 (7名)	20~25名 (7名)	25名 (7名)	34名 (7名)	40名程度

## 2. マネジメント

- 最高経営者陣営(The Senior Executive Team)は、CEO、COO、CFO、投資部門責任者、社会投資銀行サービス責任者、コミュニケーション部門の責任者から構成される。
- CEOと他の執行役員は、取締役会のメンバーである。その他の最高経営者陣営には、コンプライアンスとリスク管理部門責任者が含まれる。
- ファンドの資金が利用できるようになると、CLSを設立するために、コアチームが採用され、チームを拡充するための採用活動を開始することになる。
- CLSは、チームの中で専門性を確保したいと考えるであろうが、雇用した場合の費用対効果を考慮して、既存の中間支援団体を活用するようにすべきであろう。
- CLSは、ソーシャル部門、公共部門、金融業界、産業界から優れた人材を集めるように努力するであろう。こうしたCLSの採用方針は、ベスト・プラクティスな標準になると確信している。
- 最初のチームは、約10名で大部分は、最高経営者陣営であろう。BSBが業務を開始すると、直ちに、十分なスキルをもったメンバーを集めて、20~25名程度の組織に拡大させるものと見込んでいる。

## 3. 運営費

- CLSは、一般にフルタイムの雇用者とパートタイムの雇用者、外部のコンサルタントを組み合わせ、仕事をを行うことになる。
- 運営費の項目としては、①人件費と②事務所経費があり、費用の大半は、商品開発、市場調査、コミュニケーション等であろう。

#### 4. 方針と手続

- BSBは、リスク管理について標準的な方針と手段を採用する。
- 投資委員会は、CEOの推薦に基づいて、取締役会で任命される。
- CLSは、ファンドへの投資実績について定期的に報告することを求め、達成されたソーシャル・インパクトや投資収益のリターンについての基本的な情報について、年間ベースで公開することになるであろう。
- 投資委員会は、半年に1回のペースで、ポートフォリオのレビューを行い、各投資の評価額の調整を行う。また、毎年の独立監査では、フェアバリュースについて議論する必要がある。
- コンプライアンスとリスク管理政策には、新規投資への同意と、利益相反が含まれる。

### 【セクション5：資本構成、運営費、財務モデル、暫定的な準備】

#### 1. 資本構成

- 英内閣府の閣内相が、ビッグ・ロータリー基金に対して、一切の考慮なしで、CLSに休眠口座資金を移転させるように、指示する。
- Merlin Banks からの資金は、CLSの株式との交換で、CLSに支払われる。
- CLSは、5年間にわたり、休眠口座資金のうち、イングランド地域に割り当てられた分を全額受け取ることになる。その金額は、約4億ポンド(720億円)になると推計されている。これに加えて、最初の2年間で、Merlin Banksから、約2億ポンド(360億円)の投資を段階的に受け取ることになる。

## 2. 運営費

- CLSでは、フル操業している時には、約40名の職員が働くことになると見込んでいる。スタッフのコストは、給与＋社会保障負担分である。業績評価に基づいた手当はないもの仮定して、モデル化している。また、CLSがコンサルタントから幅広くアドバイスを受けるものとして、コンサルタント関連経費を想定している。
- 事務所費については、ロンドン郊外のウェスト・エンドに事務所を置くものと仮定している。

## 3. 財務モデルと可能性のある成果(アウトカム)

- モデル化するCLSは、社会的投資はプラスのリターンを生むということと、社会的投資のリターンに不確実性があるということの間のバランスに基づいて行われている。
- 我々の見方としては、最初の5年間は、
  - ①当初の資本金がいくらか減少する、
  - ②休眠口座資金からファンドへの緩やかな資金の流入が行われる。
  - ③当初は、運営費をカバーする必要がある。
  - ④投資ポートフォリオのリスクは、平均より高い。
  - ⑤投資リターンが現実化されるまでにはタイムラグがあるとみている。その一方で、中心的なシミュレーションに基づけば、BSBは、営業開始から5年以内に、運営費をカバーするのに十分な投資収益を稼ぐようになるであろう。

## 4. 暫定的な準備

- 政府による認可がなされるまでの間に、休眠口座資金による社会的投資を行うために、ビッグ・ロータリー基金によって、暫定的な委員会が設立されるものと見込んでいる。CLSが業務を開始するまでに行われた投資については、CLSが業務を開始した際には、一切の考慮なしに、フェア・バリューでCLSに移管されるものとする。

## 10. 欧州委員会がBSCに休眠口座資金4億ポンド(720億円)を注入することについて承認(5年間有効) (欧州委員会 2011年12月)

### 【主な内容】

- 欧州委員会は、BSCへの休眠口座資金4億ポンド(720億円)の資本注入が、EU機能条約(the Treaty on the functioning of the EU; TFEU) 第107条第3項(c)と矛盾していないと考えている。
- 今回の承認は、BSCのバランス・シートが、総額6億ポンド(1,080億円)を超えた時点で終了する。
- 本承認は、本決定の適用日から5年間に限定されている。5年を超える場合には、英国政府から正式な申請手続きと欧州委員会による正式な承認手続きが必要となる。

### (参考)EUの国家補助規制

- EU各加盟国が、意図的に自国の企業を優遇することにより、①いわゆるナショナルチャンピオンを生まれさせることで、公平な競争条件を阻害すること、②加盟国間の国家競争による囚人のジレンマ状況に陥ることを抑止することを目的として、EUの国家補助規制が行われている。
- EUの国家補助規制は、具体的には、EU機能条約第107条～109条に基づき行われている。第107条では、禁止される補助と許容される補助の要件が定められている。第108条及び第108条では、第107条の執行に必要な手続等を規定しており、例えば、第108条第3項において、加盟国が国家補助を新たに行う又は変更する場合は、事前に欧州委員会に届出を行わなければならないと規定されている。

今回のBSCは、具体的には、第107条3(c)の規定に該当するとして、域内市場と両立するものとみなされて許容されることが承認されている。  
(ただし、総額6億ポンドまで、5年間の期間限定)

## (参考) EU機能条約(TFEU)

### 第106条

2 一般的経済利益を有するサービスの運営を委任された、ないしは収入を生む独占の性格を持つ事業者は、そのルールの適用が法的であれ事実上であれ、課せられた任務の達成を妨げない程度において、この条約に定めるルール、特に競争法のルールに服さなくてはならない。取引の発展が、共同体の利益に反する程度にまで影響を受けてはならない。

### 第107条

1 本条約に別段の定めがある場合を除き、加盟国によって供与されるあらゆる補助又は形態を問わず国庫から支給されるものであって、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがある補助は、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない。

2 次に掲げる補助は、域内市場と両立する。

(a) 個々の消費者に供与される社会援助的性格を有する補助。(略)

(b) 自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助

(c) ドイツ分割により影響を受けた・・・(略)

**3 次に掲げる補助は、域内市場と両立するものとみなすことができる。**

(a) 生活水準の非常に低い地域又は深刻な雇用不足の生じている地域・・・の経済開発を促進するための補助

(b) 欧州の共通利益となる重要な計画の達成を促進ため、又は加盟国の経済の重大な攪乱を救済するための補助

(c) **一定の経済活動の発展又は一定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし、当該補助が共通の利益に反する程度まで、欧州連合の通称条件を変更しないことを条件とする。**

(d) 文化及び遺産の保存を促進するための補助。(略)

(e) 欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助

### 第108条

2 欧州委員会は、関係当事者に対し意見提出の機会を通知した後、加盟国又は国家の資金により与えられる補助が、第107条の規定により域内市場と両立しない又は不当に利用されていると認めるときは、当該加盟国に対し、欧州委員会が定める期間内に当該補助の廃止又は是正を決める決定を行う。(略)

**理事会は、いずれかの加盟国の要請を受け、当該決定が例外的な事態により正当化されるときは、第107条の規定又は第109条により定められる規則によらず、当該加盟国が供与しているか又は供与することとしている補助が域内市場と両立するものとみなされる旨を、全会一致で決定できる。**

- ※ 英財務省は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第14条(4)の規定に基づき、請求基金が最初に認可された日(2010年7月)から3年以内に、英国議会に対して、法律の施行状況についてレビューして報告しなければならない。  
(この準備のために、英国財務省は、2013年9月23日~10月21日にかけて、協議を行った。)

### 【主な内容】

#### 【休眠口座資金の移管について】

- 休眠口座資金のフレームには、これまで10行が参加しており、主要な銀行及び住宅貯蓄貸付組合は、全て参加している。(英国の個人預金の90%以上が本スキームの対象となっている。)  
⇒本スキームのプロセスは、効率的でかつよく機能していると結論付ける。
- 小規模団体の金融機関が利用できる代替的スキームについては、現時点で参加者がいない。  
⇒現段階では、代替スキームの関係で、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」を改正する理由はないと結論付ける。しかし、今後も、代替スキームの実施状況についてモニタリングを続けて、3年後にさらなるアクションが必要かどうかについて、レビューを行う予定。

#### 【休眠口座資金の払戻し請求について】

- 2008年1月の開始以来、「Mylostaccount」は、預金者に対して、休眠口座資金を探し出すツールである無料の検索サービスを提供している。

- 業務開始以来、ウェブサイトには、270万人が訪問し、70万人が実際に口座照会を申し込んだ。  
その結果、業務開始以来6年間で、休眠預金のうち計2億ポンド(360億円)が、預金者に再統合されたと見込んでいる。  
※検索プラットフォームを利用するのと同様に、預金者は、個々の銀行や住宅貯蓄貸付組合に、直接照会することができる。
  
- 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の下では、休眠口座の預金者は、いついかなる時でも、預金の払戻し請求を行うことができる。  
本法律では、①預金者が休眠口座資金の払戻し請求を行うプロセスと、②請求基金がビッグ・ロータリー基金に余分の資金を与える仕組みを分離するように設計されている。両者を分離することが、預金者の観点から、資金を移管することが遅れることを避けるためによく機能している。
  
- 政府としては、銀行や住宅貯蓄貸付組合が休眠口座資金に関する仕組みを効率的に提供していると結論づけている。



※ 本文書は、将来の社会的投資市場に対する我々のビジョンと我々がこのビジョンを他の人々と協力して、働くべきことは何かについて明記している。

### 【使命と原則】

○我々の使命と会社の目的は不変である。

### 英国の社会的投資市場を促進し、発展させること

○我々の原則は、以下の通り。

#### (1) 独立性

ービッグ・ソサエティ・トラスト(BSCの株式の60%を有している独立した持株会社)は、我々の使命を保持するために設立された。我々は、政府によって所有も支配もされないし、我々に投資している銀行によって支配もされない。

#### (2) 透明性

ー我々は、投資によって金融面・社会的なインパクトを生み出すことにコミットしている。我々は、社会的投資セクター中に、専門知識や情報を共有させるチャンピオンとして行動する。

#### (3) 自己充足性

ー時間をかけて、少額な投資収益をあげると同時に、運営費や投資からの損失をカバーする必要がある。

#### (4) 卸売業者

ー我々は、資本のインフラを提供する団体を含む「社会的投資金融中間支援団体(SIFIs)」を通じた資本を活用しながら、卸売業者として活動する。

# 【社会的投資市場に関する我々のビジョン】

○社会的投資市場は非常に多様化しており、様々な社会の諸課題、組織、金融商品、投資家を結びつける能力を持っている。我々の社会的投資市場に関するビジョンは、以下のような方法で、多様性に影響を及ぼし、英国における重要な社会的インパクトを導く社会的投資を確かめることである。

## 1. 中小規模のチャリティ

ー 中小規模のチャリティや他のソーシャル・セクター組織に関するファイナンスへのアクセスを改善することによる。我々は、返済できる金融が適当である全てのソーシャル組織は、単純で持続可能な金融商品にアクセスできることを保証したい。

## 2. イノベーション

ー 社会の諸課題を克服するための最大の革新的なアプローチを急速に成長させることを可能とする資本を供給することによる。我々は、社会的起業家が社会的問題を克服するのに必要な資本にアクセスすることを支援することである。

## 3. 多数の参加

ー 社会的投資に多数の参加することを確立することによる。何百万人の人々が個人の金融選択を変えることによって、社会変化に貢献したり、数千の草の根組織が地域コミュニティを支援するために必要な資金にアクセスすることができることを我々は見てみたい。

## 4. スケール

ー 社会的課題をファイナンスするために、市場の規模をより大きくさせることによる。我々は、いくつかのソーシャル組織の規模が大きくなり、全体として社会的経済が経済全体に占める割合が拡大すると信じている。メインストリームの金融機関は、社会的要因に資本を供給するのにより大きな役割を果たすことができる。我々は、英国の社会的投資が数十億ポンドの規模になることを望む。

○こうしたビジョンは、急に実現するようなものではないし、幾つかは、実現するまでに10年以上の時間を要する。また、BSCだけで実現するものでもなく、投資家、財団、公共部門、そして、チャリティ、社会的企業とが協力することが必要である。

# 【今後3年間(2015-17年)の目標と目標実現に向けた行動】

○我々は、今後3年間(2015-17年)の目標を明らかにするとともに、そこに向けて、どう行動していくかについて、明らかにした。

	2017年時点の目標
1 中小規模のチャリティへのファイナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・第一線の組織による社会的投資商品への強い申込</li><li>・小規模な投資の利用可能性の拡大</li></ul>
2 イノベーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の社会的成果や課題をターゲットにしたより多くの資本</li><li>・イノベティブな社会的組織や介在に関する成長資本に対するアクセスの改善</li></ul>
3 参加	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会的投資に対する小売投資家の多数の参加</li><li>・資本にアクセスできる多くの草の根やコミュニティ・プロジェクト</li></ul>
4 スケール	<ul style="list-style-type: none"><li>・資本集約的な分野や商品への社会的投資の多くの利用</li><li>・社会的投資に対する多額の機関資本</li></ul>
全 体	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティや便益を享受するグループに対する社会的インパクトの改善</li><li>・より多くの持続可能な中間組織</li><li>・社会的投資に関する政策と研究環境の改善</li></ul>

### 13. Better Finance, Better Society – Policy Priorities for social investment for the 2015 General Election and beyond (BSC レポート⑭ 2015年2月)

- 社会的挑戦は続く。公的ファイナンスは弱く。メインストリームの金融は信用されていない。
- 社会的投資とは、チャリティや社会的企業やコミュニティが成長するために利用でき、社会へのインパクトを持続可能でより拡大できる「払い戻さなければならぬファイナンス」である。  
(*Social investment* is appropriate repayable finance that charities, social enterprises and communities can use to grow, become more sustainable and increase their impact on society.)
- 社会的投資は、すでに結果を生み出している。
  - 一社会的投資水準は、2012年時点で約2億ポンド(360億円)であり、その後、拡大している。ここ数年で、新しいソーシャル・ファンド・マネージャーが生まれている一方で、チャリティ・ボンドやコミュニティ株式といった新しい金融商品が成熟してきており、数千人の投資家を巻き込んでいる。また、我々は、世界最初の社会的投資税額控除(SITR)を公表している。
- 社会的投資の将来にとって、インテリジェンス政策が重要である。
  - 一政府は、これまで、英国における社会的投資を促進するために、多くのことを実行してきた。しかし、さらなる政策変更が社会的投資の促進を大きく支援する。より多くの社会的インパクトをもたらす政策変更として、以下の4つのステップを描いている。
    - ステップ1: 各人に地元コミュニティに投資するように権限を与える。
    - ステップ2: 予防やより良い公共サービスに投資する。
    - ステップ3: 金融システムと社会的挑戦を結びつける。
    - ステップ4: より持続可能となるようにチャリティと社会的企業を支援する。

## ■保証有限責任会社(CLG)

多くの社会的企業、チャリティ団体がこの企業形態をとっている。 主な特徴は以下の通りである。

- 有限責任会社である。全ての有限責任会社は目的を掲げなければならない(例:家具のリサイクル)。目的は、一般的な商業目的を掲げることも可能である。しかし、社会的企業の場合は、より特定された目的を掲げることが望ましい。チャリティ資格をもつ社会的企業の場合は、目的は必ずチャリティ目的でなければならない。
- 多くの場合、利益はメンバー(社員)に配分されない。社会的企業が目標としている社会的・公的関心事項は、通常の間企業と違い、利益が配当されないという法律要件によって規定されていなければならない。利益は企業の社会的・公的目的のために留保されなければならない。
- 株主がない。メンバー(社員)は会社の保証責任を負うが、通常は1ポンドに制限されている。
- 会社が倒産した場合でも、利益はメンバー(社員)に配当されるのではなく、社会的・公的目的のために使用されなければならない。
- 会社は法人であり、例外を除き代表者や株主の個人責任は追及されない。
- 会社規約は下記の2書類に記載される。
  - (a) 定 款  
会社目的、権限、資本金(株式会社の場合)、保証人(株式会社の場合)を記載  
社会的企業の場合は、利益非配分条項が含まれる場合もある。
  - (b) 付属定款  
組織運営構成、組織運営手順(役割、任命、解雇、会議など)
- メンバー(社員)は下記の権限を持つ
  - (a) 理事会の選任と解雇
  - (b) 監査人の任命と解雇
  - (c) 定款、付属定款の改訂
- 運営の権限は理事会に属する。理事会はメンバー(社員)によって任命され、通常任期1年で再任があるが、最大の在任期間は決められていることもある。
- 理事会により理事長を選任し、秘書をつける。
- 理事会は会社の利益に沿って活動する義務がある。
- 会社設立手順は簡潔で、通常標準的な定款、付属定款がある。定款に合意できれば、申請後7日以内に手続きが完了する。申請料は20ポンドである。
- 情報の公開(利益、監査報告、理事・事務局員の変更)をしなければならない。

## ■株式会社(CLS)

数は多くないが、株式会社の形態をとっている社会的企業もある。CLGと大きく違う点は株主がいること、利益配当ができること、チャリティ資格は取得できないということである。利点としては広く資金を調達できることが挙げられる。一方で不利な点としては、社会的企業向けの融資(コミュニティ開発機関等による)を受けられないことがあること。また、株主の意向が反映されることにより、社会的な目的を追求できない可能性がある。倫理的投資家が株主となれば問題は一部解消される可能性がある。

## 14. Tackling dormant assets - Recommendations to benefit investors and society (Commission on Dormant Assets レポート 2017年3月)

- 2012年からスタートした現在の休眠預金活用のスキームについては、非常に成功していると政府は信じている。  
(制度開始以来、すでに3億6,000万ポンドの休眠預金が社会課題の解決のために活用されている)
- 本委員会では、現在のスキームを拡張して、より広い資産までを対象にするか様々な関係団体の意見もヒアリングをしながら、議論を行った。
- その結果、本委員会としては、現物資産まで対象にせず、金融サービスセクターの資産に集中すべきと決定した。  
具体的には、
  - (1)投資と財産管理 7億1,500万ポンド
  - (2)年金・保険分野 5億5,000万ポンド
  - (3)有価証券 1億5,000万ポンド
  - (4)銀行・住宅貸付組合 1億4,000万ポンド制度がスタートすれば、この当初の見込みはさらに増加するとみており、計10~20億ポンド程度であると試算。
- いかなる資産を対象にするにせよ、最優先すべきなのは、本来の所有者に休眠資産を再統合するよう探し出すことである。また、請求基金に移管された休眠資産に対する返還請求権は永久に保持されるべきである。
- 現行のスキームをより広範な金融資産が対象に含まれるように拡張すべきである。ただし、休眠資産と認定するプロセスについては、より大規模かつ複雑になるため、見直しが図られるべきである。
- スキームを見直すにあたっては、現行法の改正又は新法の制定が必要になると考えている。  
委員会としては、政府が本報告書の勧告内容について検討し、次のステージに進むことを期待する。  
しかし、この報告書で、拡張されたスキームが直ちに起こるわけではなく、長期的な作業の出発点である。